

- 限り直近の数値を記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合は、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (3) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。
- (4) 評価に当たって、予算作成時に予定した数値（予定件数、予定額等）を記載する必要があるものは、上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

- (1) 各指標欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 事後評価において追加して評価指標を設定した場合又は事前評価実施時に設定した評価指標を使用しない場合には、その理由を記入する。
- (4) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標 1 は、内閣府が実施した平成 19 年度「〇〇調査」による。
- ・ 参考指標 2 は、(財)△△の平成 18 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 1 は、平成 18 年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 指標 1 は、事業の開始が平成 16 年度からのため、H 1 5 の欄は記載できない。
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 年度「〇〇調査」によるが、平成 21 年 6 月時点での速報値であり、平成 21 年 10 月に確定値等を公表予定である。

5. 事前評価の概要

事前評価において実施した「必要性の評価」、「有効性の評価」及び「効率性の評価」の内容又は概要を記入する。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

- ① 「政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）」欄には、事前評価の記載内容を転記する。
- ② 「有効性の評価」欄には、当該事業を実施した結果、事前評価において予測・把握した有効性の評価を踏まえ、当該事業が有効であったか、評価指標により可能な限り定量的に評価する。特に、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえた評価を行う。
- ③ 「事後評価において特に留意が必要な事項」欄には、事前評価において想定してなかつ

た外部要因等で、特記する必要がある場合に記入する。

(2) 効率性の評価

- ① 「効率性の評価」欄には、当該事業を実施した結果、事前評価において予測・把握した効率性の評価を踏まえ、投入した資源量に見合った効果が得られたか、必要な効果に対して投入する資源量が最小だったか等の観点から、評価指標により可能な限り定量的に評価する。特に、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえた評価を行う。
- ② 「事後評価において特に留意が必要な事項」欄には、事前評価において想定してなかつた外部要因等で、特記する必要がある場合に記入する。

(3) その他

- ① 有効性の評価及び効率性の評価の他に、必要に応じて、公平性（受益や負担が公平に分配されたか）及び優先性（他の事業より優先的に実施するべきか）等の観点から分析した評価を記入する。
- ② 今後、事業を継続するに当たって、税や財政投融資などの利用可能性、規制緩和による代替可能性等が考えられる場合には、それらについても当該欄に記入する。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、「予算額」欄の要求額のとおり予算概算要求を行うこととした場合には、「評価結果を踏まえ、平成〇〇年度予算概算要求において所要の予算を要求する。」と記入する。

また、評価結果を踏まえ、予算概算要求額の変更、当初の事業内容からの見直し等を行う場合には、変更した予算概算要求額及び見直した内容等を記入する。

7. 特記事項

事前評価における記載内容を転記するとともに、事前評価実施時から事後評価実施までの間に、新たに追加された事項がある場合には、あわせて記入する。

要旨の作成

事業評価書（事後）要旨は、政策評価官室において、事業評価書（事後）の「有効性の評価」等をもとに作成する。

第5章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

総合評価に係る評価対象については、実施計画において総合評価を行うこととされたもの及び政策評価官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

具体例としては、法改正を伴う制度改革や具体的な目標値を掲げた計画に基づいた行政を展開し、計画の策定・実施・評価においてP D C Aサイクルを導入している政策との整合性をとっている施策目標（枝）等のうち、当該計画の計画期間の最終年度を迎えて、新たな計画を策定するものの等を評価対象とする。

3. 評価の手順

(1) 評価対象の担当部局は、評価予定表等に基づいて本実施要領別紙4の様式に必要な事項を記入して総合評価書を作成し、政策評価官室に提出する。

なお、総合評価は、

- ① 当該評価対象の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に評価を、
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、

それぞれ実施する。

具体例としては、評価対象の検討に当たって、審議会、研究会等を活用した場合には、その答申や報告書作成等が行われた時期が①に該当し、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当する。

(2) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。

(3) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、総合評価書をとりまとめる。

(4) 政策評価官室は、とりまとめた総合評価書を公表し、あわせて総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象等

(1) 「評価対象課題名」欄には、実施計画等において評価対象とすることとした特定のテーマ名を記入する。

(2) 「主管部局・課室」欄には、当該評価対象の主たる部分を所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。

(3) 日付については、総合評価書のとりまとめの状況に応じて、政策評価官室で記入する。

1. 関連する政策体系

実施計画等において評価対象とすることとした特定のテーマと関連する政策体系の基本目標、施策目標とそれぞれの番号及び個別目標を記入する。

記入例

総合評価書

平成 年 月

評価対象となる特定のテーマ名を記入

評価対象課題名	第10次労働災害防止計画
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部
関係部局・課室	一

1. 関連する政策体系

基本目標 III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策目標 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

個別目標 1 安全対策の推進を図ること

個別目標 2 労働衛生対策の推進を図ること

個別目標 3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること

個別目標 4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること

個別目標 5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること

2. 評価の契機等

見直し条項、附帯決議、閣議決定等の制度・計画の見直しを実施したこととなった契機等について記入する

記入例（平成17年度に作成した総合評価書（評価対象「医療保険制度」）から引用）

2 評価の契機等

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第2項において、政府は、(1)保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、(2)新しい高齢者医療制度の創設、(3)診療報酬の体系の見直し、について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定し、その基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（新しい高齢者医療制度の創設についてはおおむね2年を目途に）、所要の措置を講ずるものとされている。これに基づき、平成15年3月に「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（以下「平成15年3月基本方針」という。）が閣議決定され、医療保険制度に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指すこととされている。

また、「骨太の方針2005」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、定期的にその達成のための必要な措置を講ずることとされ、政策目標と具体的な措置の内容とあわせて平成17年中に結論を得た上で、平成18年度医療制度改革を断行することとされている。

さらに、「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）において、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」という基本的考え方の下、構造改革を推進し、平成18年度予算から反映させる」とこととされている。

3. 評価の方法等

- (1) 「評価の観点」欄には、制度・計画の見直しを実施する背景となった社会情勢、社会的ニーズなどの事情を記入する。また、制度・計画の見直しのために必要となる観点等について記入する。
- (2) 「収集した情報・データ及びの評価手法を用いて行った分析・測定の方法」欄には、どのような情報・データを用いて、どのような方法により評価するのか、という観点から、
 - ① これまでの制度、計画の実施状況・達成状況を評価するための材料として把握・収集した情報・データの種類
 - ② 情報・データについて、政策の直接的効果、因果関係、外部要因及び波及効果等の測定・分析の方法を記入する。
※ 情報・データについては、可能な限りURLを記載するなどし、国民が資料入手し易くすること。

記入例（平成17年度に作成した総合評価書（評価対象「医療保険制度」）から引用）

制度・計画の見直しのために必要となる観点等について記入

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

我が国の医療制度は、急速な少子高齢化の進展、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続

可能なものとしていくためには、その構造改革が急務である。具体的には、「評価の契機等」に記載の各閣議決定等を踏まえ、以下のような観点に基づいて評価を行う。

(1) 医療費について

我が国の医療費の動向を見ると、超高齢化が進行する中で、老人医療費を中心とする医療費は経済の伸びを相当に上回った伸び率で推移しており、今後も経済を上回った伸びを示すことが見込まれている。

また、我が国においては、糖尿病等の生活習慣病の患者が増大し、加齢とともに増悪して、脳梗塞、心筋梗塞等を発症し、入院に至るケースが増加している。

さらに、我が国の医療提供体制の構造として、平均在院日数の長さが指摘されており、また、都道府県ごとに医療費の格差がある。

こうした中で、医療費の適正化に向けて、どのような対策を講ずるべきか。

(2) 高齢者医療制度について

65歳以上の高齢者については、一人当たりの医療費が高く、国保（国民健康保険）、被用者保険（健康保険など）の制度間の偏在が大きい。

また、現行の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険と国保が、運営主体の市町村に対して費用を拠出する仕組みになっていることから、(1)高齢者自身の負担と若人による負担の分担のルールが不鮮明、(2)制度運営の責任主体が不明確等の問題点が指摘されている。

こうした中で、高齢者医療制度の在り方について、どのように考えるべきか。

(3) 保険者について

市町村国保（市町村を保険者とする国保）や組合健保（組合管掌健康保険）の小規模保険者について、財政運営の規模の適正化を図るために、どのような対策を講ずるべきか。

また、政管健保（政府管掌健康保険）の組織形態の在り方について、社会保険庁改革の実施とあわせて、どのように考えるべきか。

4. 評価結果等

(1) 「評価結果（問題点及びその原因）」欄には、

- ① 「3. 評価の方法等」による情報・データの把握・収集、測定・分析等で得られた直接的効果、因果関係、外部要因及び波及効果等の結果
 - ② ①を踏まえた、現行政策の問題点及びその原因
 - ③ ①及び②を踏まえた、当該政策の目的の妥当性及び政策の代替案や関連政策との整合性等
- を記入する。

(2) 「今後の検討の方向性」欄には、評価結果を踏まえた評価対象テーマに係る今後の検討の方向を記入する。なお、記載内容については、評価書作成時に記入できる範囲のもので差し支えない。

5. 評価結果の反映状況

「評価結果の反映状況」欄には、評価結果を踏まえた検討を行った結果、具体的に講じることとなつた措置を記入する。

6. その他

(1) 「評価の実施過程において明らかになった課題」欄には、当該評価の実施過程において明

らかになった課題があった場合に、記入する。

(2) 「外部有識者等の活用状況」欄には、当該評価対象の政策についての検討に当たって審議会、研究会等を活用した場合、審議会、研究会等の名称、メンバー及び開催実績等を記入する。

また、審議会、研究会等のメンバー及び開催実績等については、別紙として添付することも差し支えない。

なお、審議会、研究会等の他に、有識者等から意見の聴取を行った場合には、可能な限り記入する。

(3) 「パブリックコメント等を行った場合はその意見」欄には、パブリックコメント等を実施した際の意見がある場合に記入する。

添付資料

評価対象の政策について、以下の資料がある場合には、総合評価書に添付する。

- ・制度・計画の概要（ポンチ絵等）
- ・評価結果に関する外部に委託した調査の結果（概要可）
- ・評価結果に関する答申、報告書（概要可）
- ・評価結果や前項の報告書等に基づき講じる予定の措置の概要（法律案要綱、計画の骨子等）